

## 被扶養者資格調査提出書類一覧表（扶養手当が支給されていない被扶養者対象）

区 分		提 出 書 類
①	全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族調書</li> <li>・同意書（地方税関係情報取得用）</li> </ul>
②	学生 （令和6年4月1日時点で22歳以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在学証明書（令和6年4月1日以降に交付されたもの）</li> </ul>
③	病気又は負傷等により就労能力に制限を受ける者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳の写、又は令和6年4月1日以降に発行された診断書（<b>就労が困難である旨の内容記載のもの</b>）</li> </ul>
④	給与収入がある者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の給与明細書の写</li> <li>・（<b>該当者のみ</b>）被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書（※）</li> </ul>
⑤	年金・恩給受給者 （所得税法上非課税となる遺族年金・障害年金を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年4月年金改定通知書の写 （紛失等により提出できない場合又は令和6年4月において改定がない場合は、直近の送金通知書の写）</li> </ul>
⑥	事業収入等（農業・商業・不動産・その他）のある者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年分の確定申告書（控）及び経費内訳書の写</li> <li>・事業収入申立書</li> </ul>
⑦	組合員と別居している者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭援助額（仕送り額）を<b>客観的に</b>確認できる書類（<b>直近6か月分</b>（令和6年1月～令和6年6月まで）の預金通帳の写など）</li> </ul>
⑧	組合員以外に扶養義務者がいる者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員の配偶者の「夫婦共同扶養の場合の提出書類一覧」で該当する書類</li> </ul>
	イ ア以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合員以外の扶養義務者の令和6年度（令和5年分）の所得証明書等</li> </ul>
⑨	継続認定（就職活動中）の更新手続きが必要な者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者申告書</li> <li>・組合員被扶養者証</li> <li>・扶養事実の申立書</li> <li>・求職活動状況申立書【更新時】</li> </ul>
⑩	被扶養者の要件を備えていない者 （取消手続の必要な者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者申告書</li> <li>・認定要件を欠いた年月日の確認できるもの</li> <li>・組合員被扶養者証</li> </ul>

- (注) 1 上記の区分において複数の項目に該当する場合は、それぞれの提出書類が必要となります。
- 2 18歳未満（令和6年4月1日時点）の者で年間収入推計額が0円である被扶養者は、同意書を提出する必要はありません。
- 3 組合員と別居している者のうち、大学等に学生として在籍する子、勤務形態（人事異動による単身赴任等）により一時的に別居を余儀なくされる配偶者及び子については、仕送り額の確認書類は必要ありません。

### ⑧ーア 夫婦共同扶養の場合の提出書類一覧表（扶養手当が支給されていない被扶養者対象）

区 分		提 出 書 類
①	組合員の配偶者が被用者保険の被保険者の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度（令和5年分）の所得証明書</li> <li>・標準報酬決定通知書の写又は標準報酬が確認できる給与明細書の写</li> </ul>
②	組合員の配偶者が国民健康保険の被保険者の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年分の確定申告書（控）</li> <li>※事業収入がある場合は経費内訳書の写も併せて提出</li> </ul>

- (注) 1 ①②の場合も、年金収入・事業収入がある場合は、その金額が確認できる書類の提出が必要となります。
- 2 組合員の配偶者が組合員の被扶養者として認定されている場合は、夫婦共同扶養の場合の提出書類は必要ありません。

(※) 『政府による「年収の壁・支援強化パッケージ」における「130万円の壁」への対応』に該当し、令和5年10月20日以降の収入が認定基準額を超えている方は、事業主の証明書を取得し提出してください。

**被扶養者の方によってご提出いただく書類が異なります。上記以外の書類の提出を求める場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いします。**